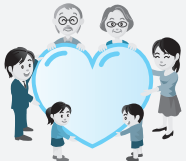


# じんけん

わたしたちの人権について考えてみませんか  
12月4日～10日は人権週間

## ◆人権とは

人権とは、わたしたちが人間らしく生きながら、それぞれの幸せを築いていく権利であり、憲法においては「侵すことのできない永久の権利」とされています。すなわち、誰にとっても身近で大切なもので、日常の思いやりの心によって守られているものが「人権」であり、わたしたちすべては、人間として等しく同じ権利を持っている一人一人が「かげがえのない存在」なのです。



## ◆さまざまな人権問題

わたしたちは、自分の権利とともに、他人の権利と尊厳についても深く理解する必要があります。自分たちの力で人権を守っていかねればなりません。しかし現実には、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などにかかわる問題やインターネットによる人権侵害、性的マイノリティに対する人権問題など、さまざまな人権問題が存在しています。

## ◆人権尊重の社会の実現に向けて

人権の尊重が平和を守ることと密接な関係にあり、差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和につながるのとから、国連では人権についての国際的な共通の基準として、昭和23年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」を策定しました。その12月10日を記念し、法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権意識の高揚を図っています。本市でもこの期間中、人権の尊厳を広く市民に呼びかけるため、街頭啓発やポスター掲示などの啓発活動を実施しています（11ページ参照）。

人権尊重の社会の実現には、わたしたち一人一人が人権を自分自身に関わる身近な問題として、気づき、考え、行動することが大切です。「人権週間」を一つの機会として、改めて人権について考えてみましょう。

## ☆問合せ 人権政策課

☎ 924・3830

☎ 924・0175